

<行動計画>

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年4月1日 ～ 平成29年12月31日

2. 内 容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得に関して、次の基準以上にする。
男性社員・・・計画期間中に1人以上取得すること。

<対策>

○平成29年 9月～ ダイバーシティ推進を目的としたホームページを社内イントラネット上に立ち上げ、取得例を掲載し取得を促す。

目標2：所定外労働を削減するため、マイライフデーを推進する。

<対策>

○平成28年 11月～ 働き方改革ワーキンググループ発足
○平成29年 6月 講演会の実施
○平成29年 6月～ 職場ごとに目標を宣言し、所定外労働の削減を推進する。

目標3：有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日間以上とする。

<対策>

○平成27年 4月～ 今年度より脳活休暇制度（7日間連続休暇取得）での研修費支給が休止となるが、現状の有給休暇平均日数を維持するため、月毎脳活取得の実態把握をする。
○平成27年 7月～ 連続休暇取得状況を把握し、取得が進んでいない部署の所属長へ取得を促すよう連絡をする。
○平成27年 12月～ 結果の把握。来年の目標設定。